

試 験 問 題

科 目 名	実 施 日
会社法	令和7年3月15日（土）

次の【事実】を読んで、後記の〔設問1〕から〔設問4〕に答えなさい。（配点は、〔設問1〕30点、〔設問2〕30点、〔設問3〕20点、〔設問4〕20点とする。）

【事実】

- 1 非公開会社で取締役会設置会社であるY株式会社（以下「Y社」という。）の発行済株式総数は2万株であり、そのうちAとBが各8000株、Cが4000株を有していた。Y社の代表取締役は、同社の創業者であるAが務めている。なお、Y社の定款には、会社法160条2項・3項を排除する定めは置かれていない（同法164条1項参照）。
- 2 令和6年6月5日、Bは、手持ち資金が必要になったことから、Aに対し、Bが有するY社株式のうち4000株をY社に買い取ってほしいと申し出た。Aは、Bに対し、会社法160条2項・3項等の所定の手続を経た上でY社がBから4000株を買い取ることにする旨を告げて、Aは取締役会を招集し、その取締役会で、上記買取りのための臨時株主総会を開催することなどが決議された。
- 3 令和6年7月10日、Y社は、会社法160条2項・3項等の所定の手続を経たものの、①臨時株主総会の招集通知を発しないまま臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」という。）を開催した。本件臨時株主総会では、A・B・Cが出席した上、Bから取得するY社株式の数を4000株、Y社株式を取得するのと引換えに交付する金銭を4000万円として、BからY社株式を取得する旨の議案（以下「本件議案」という。）が審議された。②Cは本件議案に反対したが、Aの賛成により本件議案は可決された（以下「本件決議」という。）。③なお、本件決議について、Bは議決権を行使しなかった。
- 4 令和6年7月10日、Y社の取締役会は、本件決議による定めに従い、Y社株式4000株を1株あたり1万円（取得総額4000万円）で、Bから取得する旨の決議をした。その翌日、Y社は、この決議に基づいて、④BからY社株式4000株を取得した。

- [設問 1] 【事実】 4 の下線部④によってY社が取得した株式を一般的に何というのかを明らかにした上で、Y社はこのように取得したY社株式について議決権を行使することができるか否かについて、会社法上の根拠を示しつつ、その実質的な理由にも触れながら説明しなさい。
- [設問 2] 【事実】 3 の下線部①のとおり、本件臨時株主総会の開催について株主に対する招集通知はなされていないが、招集通知について会社法が予定している規律はどのようなものを明らかにした上で、本件臨時株主総会でなされた本件決議が有効か否かについて論じなさい。
- [設問 3] 【事実】 3 の下線部②で「本件議案は可決された」とあることに関し、本件議案の内容とそれに必要な決議が何であるか、本件決議が株主総会の決議要件を充たしているかについて、会社法の条文を踏まえて説明しなさい。
- [設問 4] 【事実】 3 の下線部③のとおり、本件決議の際にBが議決権を行使しなかった理由について、会社法の条文を踏まえて説明しなさい。